長井市告示第　１６０　号

長井市有料広告掲載の取扱いに関する規程を次のように定める。

令和３年５月１日

長井市長　　内　谷　重　治

長井市有料広告掲載の取扱いに関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、地域経済の振興及び市の財源確保を図るため、市の資産に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、条例、規則又は要綱に別段の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（掲載の対象）

第２条　広告を掲載することができる市の資産は、次の各号に掲げるものとする。

（１）広報ながい

（２）長井市ホームページ（以下「ホームページ」という。）

（３）その他市長が認める市の資産

（掲載の範囲）

第３条　市の資産に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれのあるもの

（２）政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

（３）消費被害者の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

（４）青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

（５）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるもの

（６）長井市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団員である者及び同条第３号に規定する暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者が掲載するもの

（７）前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が認めるもの

（掲載の募集）

第４条　広告の掲載の募集は、広報ながい又はホームページにより行うものとする。

（掲載の申込み）

第５条　広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第１号）に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長に申し込まなければならない。

（掲載の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による広告の掲載の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、次条に規定する長井市広告掲載審査委員会に意見を求めるものとする。

２　前項に規定する広告の掲載の可否決定を行うに当たり、複数の掲載申込みがあったときは、申込み順により決定するものとする。

３　市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記様式第２号）又は広告不掲載決定通知書（別記様式第３号）によりその結果を申込者に通知するものとする。

（広告掲載審査委員会）

第７条　広告の掲載内容の適正を審査するため、長井市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、委員長及び委員で構成する。

３　委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

４　委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）総合政策課長

（２）地域づくり推進課長

（３）商工振興課長

（４）教育委員会教育総務課長

５　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総合政策課長がその職務を代理する。

６　委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

（会議）

第８条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければその会議を開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めたときは、広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、資料の提出及び意見を求めることができる。

（掲載料の納付）

第９条　市の資産に広告を掲載することの決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、広告に係る掲載料を市長が指定する期日までに支払わなければならない。

（掲載者の責務）

第１０条　市の資産に掲載した広告の内容に関する一切の責任は、掲載者が負うものとする。

２　広告に係る原稿作成に要する経費は、掲載者が負担するものとする。

（掲載の取消し）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（１）市の資産に掲載した広告が第３条各号に掲げる要件のいずれかに該当すると

認められるとき。

（２）掲載者が前２条の規定のいずれかに違反したとき、又は違反すると認められるとき。

（３）その他市長が特に広告の掲載に支障があると認めたとき。

（掲載料の還付）

第１２条　既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定した後、掲載者の責に帰さない事由より広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

（その他）

第１３条　この規程に定めるもののほか、市の資産に掲載する広告の位置、枠数、規格、掲載期間、掲載料及び募集方法その他必要な事項は、当該広告を掲載する市の資産ごとに別に定める。

附　則

この規程は、令和３年５月１日から施行する。